

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

(簡易吸収合併)

2019 年 10 月 12 月 24 日

株式会社パシフィックネット

2019 年 12 月 24 日

株式会社パシフィックネット
代表取締役 上田 満弘

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社エムエーピー（以下、「エムエーピー」という。）を吸収合併消滅会社とする、2019 年 10 月 15 日付合併契約書に基づく吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の定めに従い、次のとおり本合併に係る事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2019 年 12 月 1 日付をもって本合併は効力を生じています。

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 会社法 784 条の 2 の規定による吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

該当する事項はありません。

(2) 会社法 785 条の規定による反対株主買取請求手続の経過

エムエーピーに対し、会社法第 785 条第 1 項に従い株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(3) 会社法 787 条の規定による新株予約権買取請求手続の経過

エムエーピーは、新株予約権を発行していませんので、該当する事項はありません。

(4) 会社法 789 条の規定による債権者の異議手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

エムエーピーは、会社法第 789 条第 2 項の規定により、2019 年 10 月 28 日付の官報において公告するとともに、同日付の個別通知により、債権者に対し本合併に対する異議申述の催告を行ないましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法 796 条の 2 の規定による吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当する事項はありません。

(2) 会社法 797 条の規定による反対株主の株式買取請求手続の経過

当社に対し、会社法 797 条第 1 項に従い株式の買取りを請求した株主はありませんでした。なお、当社は、同条第 4 項に従い、2019 年 10 月 28 日に公告を行っています。

(3) 会社法 799 条の規定による債権者の異議手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定により、2019 年 10 月 28 日付の官報および電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行ないましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、エムエーピーからその権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

当社の変更登記申請およびエムエーピーの解散登記申請は 2019 年 12 月 11 日に行ないました。

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙) ・ 吸収合併に係る事前開示書面 (略式合併)
(会社法第 782 条第 1 項および会社施行規則第 182 条に基づく書面)

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式合併)

2019 年 10 月 28 日

株式会社エムエーピー

2019 年 10 月 28 日

株式会社エムエーピー
代表取締役 宮田 幸治

当社は、2019 年 10 月 15 日付で株式会社パシフィックネット（以下、「パシフィックネット」という。）との間で締結した合併契約書に基づき、2019 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、パシフィックネットを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」という。）を行なうこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項および同法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

2019 年 10 月 15 日付で当社とパシフィックネットが締結した合併契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

当社がパシフィックネットの完全子会社であることから、本吸収合併に際して株式その他の対価の交付は行ないません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

（1）吸収合併存続会社（パシフィックネット）について

①最終年度に係る計算書類等

パシフィックネットの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

（2）吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

2019 年 9 月 30 日付でパシフィックネットから 10,000 千円の借入れを行なっておりま

す。(返済日：2020年6月30日)

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第182条第1項第5号)

本吸収合併効力発生日後のパシフィックネットの資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みがあります。

また、本吸収合併後のパシフィックネットの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、パシフィックネットの債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ推測されていません。

従って、本吸収合併後における当社の債務の履行について、履行の見込みがあると判断しています。

7. 本日後、上記に掲げる事項に変更が生じたときは変更後の当該事項

(会社法施行規則第182条第1項第6号)

該当事項はありません。

該当事項が発生した場合には、別紙で追記します。

以上

別紙 1) 合併契約書

別紙 2) 株式会社パシフィックネット最終事業年度（平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日）に係る計算書類等

- ・ 事業報告書
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 監査報告書



合 併 契 約 書

存続会社：株式会社パシフィックネット（以下「甲」という。）と消滅会社：株式会社エムエーピー（以下「乙」という。）とは、甲乙間の合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する（以下、「本合併」という。）。合併により乙の権利義務の全部を甲に承継させる。

合併後存続する会社の商号及び住所

株式会社パシフィックネット

東京都港区芝五丁目 20 番 14 号

合併後消滅する会社の商号及び住所

株式会社エムエーピー

東京都港区芝五丁目 20 番 14 号

第2条（本合併の対価）

甲は、本合併に際して、対価の交付を行なわない。

第3条（資本金及び準備金等）

本合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第4条（会社財産の引継）

乙は、2019年5月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、その後本合併の効力発生日までの間においてその資産、負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してこれを明らかにし、本合併の効力発生日において、その資産、負債その他一切の権利義務を甲に引き継ぐものとする。

第5条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、本合併の効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第6条（合併前に就任した甲の取締役及び監査役の任期）

本合併の効力発生前に甲の取締役及び監査役に就任した者の任期は、本合併がない場合に在任すべき時までとする。

第7条（合併承認）

甲は会社法第 796 条第 2 項、乙は同第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認を経ず本合併を行うものとし、甲及び乙は、2019 年 10 月 15 日にそれぞれ取締役会を開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求める。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第 8 条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は、2019 年 12 月 1 日とする。但し、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第 9 条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日より本合併の効力発生日前日までに間において、天災地変、その他の事由により、甲もしくは乙の財産状況又は経営状況に重大な変更を生じたとき、又はこれらに隠れた重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し又は本契約を解除することができるものとする。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、第 7 条に定める甲及び乙の合併承認取締役会の承認を得られないとき、並びに法令その他に定める要件を満たさないときは、その効力を失う。

第 11 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めたものの他、合併に関し必要な事項のあるときは、この契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを所持する。

2019 年 10 月 15 日

甲 東京都港区芝五丁目 20 番 14 号
株式会社パシフィックネット
代表取締役社長 上田 満弘



乙 東京都港区芝五丁目 20 番 14 号
株式会社エムエーピー
代表取締役 宮田 幸治



事業報告

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移しました。一方で米中貿易摩擦等、海外経済の不確実性の高まり、金融資本市場の変動などの懸念に加え、自然災害が相次いだ影響等により、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

国内の2018年4月から2019年3月のビジネス向け新品パソコン出荷台数は、前年同期比でプラス26.3%（※1）となり、2020年1月に予定されているWindows 7 サポート終了に対応した入れ替え需要が顕在化しております。ただし、半導体メーカーから供給されるCPUの不足・需給ギャップの影響により、一部の顧客企業ではWindows 10 の導入が未だ遅延しております。（※1）出典：MM総研

また、ITサービス市場においては、今後、労働力人口の減少を背景とした働き方改革・生産性向上に資するIT投資は高い成長が見込まれる一方（※2）、これを担うべきIT技術者の不足感は強く、需給ギャップは今後さらに拡大すると予想されております（※3）。

（※2）出典：IDC Japan （※3）出典：経済産業省

一方、IT機器の排出市場においては、新たなIT機器が導入されてから使用済み機器が排出されるまでにはタイムラグがあるため、本格的な回復には至っておりません。また、バーゼル条約の規制強化等によりリサイクル品等の輸出禁止が厳格運用され、特に、世界的な廃プラ問題、一昨年の中国等の廃プラ輸入禁止により、プラスチックを多く含むIT機器の海外輸出が難しい状況となっております。この流れを受け、使用済み機器全般を有価物として売買する既存事業者のビジネスモデルは存続が難しくなり、近い将来、国内リサイクルを基本とする適正処分へ転換する必要性が高いと想定しております。（当社は、これまでもリサイクル品については、当社の監査基準を満たす国内リサイクル企業との取引による適正処分を推進しております。）

このような事業環境の変化に対応するため、当期を初年度とする中期経営計画「SHIFT 2021」に基づき、収益の変動が大きなフロー中心から、持続的成長が可能なストック中心の収益・事業構造へ転換を引き続き進めております。具体的には、使用済みIT機器の引取回収・リユース販売（フロー収益に該当）に依拠していた収益構造を見直し、中長期レンタルとITサービス等により、新規導入、運用管理、排出、適正・処分までのライフサイクル全般をワンストップで支援するLCMサービス（※4）（ストック収益に該当）を中心とする事業構造への転換です。

（※4）LCM：ライフサイクルマネジメント

IT機器の導入、運用・管理、使用後の機器の排出・適正処分を管理する仕組み

この事業構造改革に向けて、ＩＴ・レンタルを中心としたＬＣＭ事業への「選択と集中」をさらに進めました。技術人材拡充、設備、ＲＰＡ導入や基幹システムへの先行投資、ＩＴレンタル部門への人員再配置と育成、各種プロモーション等を積極的に実施いたしました。また、案件ごとの収益管理、前年度以前に実施した「小売りからサービスへ」「フローからストックへ」を目的とした諸施策（新・東京テクニカルセンターによる付加価値・生産性の向上、全店舗・一部支店の廃止等）の効果により収益性が向上いたしました。さらに、今後の拡大が見込まれる「サブスクリプション」（※５）及び「クラウド」のサービス強化のため、業界初のパッケージ「Marutto 365」（※６）を発売するとともに、Microsoft社のクラウドサービス分野で高い技術力を有する株式会社テクノアライアンスを買収し完全子会社化を実施いたしました。また、2019年５月末にＥＣ事業を譲渡して経営資源の再配分を行い、ＢｔｏＢ、及びＬＣＭ事業への集中をさらに進めました。

（※５）サブスクリプション：月額利用料モデル

（※６）Marutto 365：パソコン・通信・クラウド・運用・管理・セキュリティから、使用後のデータ消去等まで、全てを「まるっと」月額利用料にて提供するサービス。
2018年11月発売。

一方、使用済みＩＴ機器については、回収・データ消去の品質強化、当社販売先の定期監査強化・選別を進め、バーゼル条約や世界的な環境問題に対応したセキュアで適正な処分の訴求価値をより一層高めるとともに、案件の選別や生産性向上により、収益性の向上を図りました。

以上の諸施策により、最重要課題であるＬＣＭ事業（ストック収益に該当）は、増収・増益となり、受注残高（将来収益）も拡大いたしました。また、リマーケティング事業（フロー収益に該当）についても、前期の全店舗廃止等の影響から売上高は減少しましたが、収益性は向上いたしました。なお、単年度の売上高は、フロー収益の影響が大きいことから連結売上高は減収となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,177,089千円（前年同期比5.7％減）、営業利益310,784千円（前年同期比30.4％増）、経常利益315,998千円（前年同期比32.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益192,186千円（前年同期比21.1％増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度より、より精緻な業績評価や的確な意思決定を行うため、「リユース事業」の一部組織を「ＬＣＭ事業」に移管し、調達機能を「ＬＣＭ事業」に、販売機能を「リユース事業」に集約すると共に当連結会計年度より「リマーケティング事業」に名称を変更いたしました。また、セグメント間の収益・費用の管理方法を見直すとともに、市場実勢価格に基づいた内部売上制度を導入し、報告セグメントの売上高及び利益又は損失の算定方法を変更しております。

イ ＬＣＭ事業

ＩＴ機器のＬＣＭサービスを提供しております。

ＩＴ機器の導入・運用フェーズにおいては、ＩＴ機器レンタル・関連ＩＴサービス（運用・管理、クラウドサービス、通信サービス、セキュリティ、ネットワークインフラ構築等）を提供し、使用済みＩＴ機器の処分フェーズにおいては、引取回収・データ消去サービスを提供しております。

このＬＣＭサービスは、「SHIFT 2021」の最重要施策と位置付け、積極投資を行っております。

2020年１月のWindows 7 サポート終了を控え、ビジネス向け市場でWindows 10 への入れ替え需要が拡大しております。また、働き方改革や人材確保難等の社会・経済情勢、通信・ネットワーク等の技術進化を背景としたモバイルワーク拡大の動きや、日進月歩で進化するＩＴ技術、増大するセキュリティ脅威への対応等により、企業の情報システム部門が担うべき運用管理業務はさらに複雑化・高度化する一方、ＩＴ人材不足はますます深刻化しております。

こういった市場変化をキャッチアップし、情報システム部門の課題解決や負担の軽減に対応するべく、ＩＴ機器の導入については、中長期レンタル、キッティングや、保守運用・管理等の役務系ＩＴサービス、通信、クラウドサービスの積極的な提案営業を実施するとともに、ＩＴ機器の「所有から利用へ」を推進する「サブスクリプションモデル」（月額利用料モデル）を展開した結果、ＣＰＵ不足の影響を受けながらも、受注高・売上高ともに拡大いたしました。また、使用済みＩＴ機器の引取回収・データ消去については、収益性重視での案件受注、新・東京テクニカルセンターの高いセキュリティに対する顧客評価、継続した生産性の向上効果等により、使用済みＩＴ機器の入荷台数は減少するも、収益性は向上いたしました。

一方、コスト面では、ＩＴエンジニア人材の積極採用、社内人材のＬＣＭ部門への異動・再配置によるさらなる増員、生産性向上とセキュリティ強化に資する設備投資、レンタル資産の積極取得等、計画を上回る積極投資を行いました。増加したコストは収益拡大でカバーいたしました。

この結果、売上高2,467,159千円（前年同期比18.2％増）、セグメント利益323,256千円（前年同期比121.7％増）となりました。

ロ リマーケティング事業

主にＬＣＭサービスにより回収した使用済みＩＴ機器を、高価値品はテクニカルセンターで製品化し、リユース品として販売しております。また、再利用不可の機器については分解して素材化し、当社の監査基準を満たすリサイクル業者へ販売することで、企業等の廃棄物削減と適正処分を推進しております。

業績面では、使用済みＩＴ機器の入荷台数の減少、店舗の閉鎖等により売上高・セグメント利益は前年比で減少しましたが、テクニカルセンターによる継続した生産性向上策、店舗の閉鎖等による効率化、在庫の圧縮による回転率の向上などの諸施策の効果により、利益率は向上いたしました。また、当社販売先の定期監査・選別を強化し、バーゼル条約や世界的な環境問題に対応したセキュアで適正な処分の訴求価値のさらなる向上を図りました。

この結果、売上高1,776,811千円（前年同期比30.6％減）、セグメント利益303,958千円（前年同期比26.8％減）となりました。

ハ コミュニケーション・デバイス事業

前連結会計年度に買収・完全子会社化し2018年２月末から連結の範囲に含めている株式会社ケンネットが該当します。株式会社ケンネットは、観光業界を中心にイヤホンガイド®（※７）の製造販売・保守サービスを展開しており、観光需要の高まりを受けて前年同期比で販売及びレンタル数量が拡大いたしました。また、日本各地の名所や観光スポットでの採用（豊洲市場、成田空港など）、外国人技能実習の現場や、大手製造業の基幹工場見学での活用など、新たなマーケット開拓が進みました。

（※７）イヤホンガイド®

送信機と複数の受信機からなる、手のひらサイズの音声ガイド用機器。観光地ガイドを中心に、国際会議での通訳、騒音の多い工場見学、大きな声を出せない美術館や博物館等、各種ガイド用途で利用されており、株式会社ケンネットが90％以上の国内シェアを有しております。

この結果、売上高364,061千円（前年同期比260.5％増）、セグメント利益53,012千円（前年同期比252.9％増）となりました。

なお、観光需要には季節的変動があり、株式会社ケンネットの業績もその影響を受けるため、売上高は、当社グループの第２四半期・第４四半期会計期間に大きくなり、第１四半期・第３四半期会計期間は比較的小さくなる傾向にあります。

ニ その他事業

その他事業は、2017年6月に当社の完全子会社として設立したM & A 仲介・アドバイザー、人材紹介事業を行う株式会社エムエーピーが該当します。当連結会計年度においては、代理店網の拡充、案件ストックの拡大により交渉中の案件数が増加するとともに、人材紹介の強化を図りました。

この結果、売上高11,648千円（前年同期比59.1%減）、セグメント損失23,523千円（前年同期はセグメント利益4,226千円）となりました。

セグメント別売上高

（単位：千円）

セグメントの名称	第30期 2017年6月1日から 2018年5月31日まで		第31期 2018年6月1日から 2019年5月31日まで	
	金額	構成比	金額	構成比
L C M 事業	2,087,894	47.1%	2,467,159	59.1%
リマーケティング事業	2,561,318	57.8%	1,776,811	42.5%
コミュニケーション・ デバイス事業	100,988	2.3	364,061	8.7%
その他事業	28,500	0.6	11,648	0.3%
調整額	△346,846	△7.8	△442,592	△10.6%
合計	4,431,854	100.0%	4,177,089	100.0%

（注）1. 「その他事業」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、M & A 仲介・アドバイザー事業であります。

2. 調整額は、セグメント間の取引消去△442,592千円であります。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,345,006千円であり、その主なものはレンタル資産の取得等であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度において、レンタル資産の取得等の設備投資を目的として、短期借入金により50,000千円、長期借入金350,000千円の調達をいたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、パソコン、サーバー、スマートフォン・タブレットといったＩＴ機器の導入・運用から使用後のデータ消去・処分、資源の再利用まで、ワンストップでサポートを行うＬＣＭ（ライフサイクルマネジメント）をサービス分野とし、これを軸としたストック収益拡大により、持続的成長が可能な収益構造への転換が最も重要な経営課題と認識しております。

市場環境としては、2020年1月予定のWindows 7 サポート終了に伴うWindows 10 への入替えの拡大、企業の働き方改革に向けたＩＴ投資等により、ＬＣＭ関連サービスは今後も成長を予想しております。一方、ＩＴ人材は大きく不足しており、そのギャップは今後さらに拡大すると予想され、情報システム部門の業務の外部委託ニーズは拡大しております。こういった市場動向は、当社が展開する『ＩＴデバイス・関連ＩＴサービスを核としたＬＣＭサービス』において、極めて重要な事業機会です。この機会をとらえ、ストック中心の収益構造へのさらなる転換、サブスクリプション型サービスの拡大により、持続的成長が可能な基盤づくりをさらに進めるとともに、ガバナンスやリスク管理をはじめとした経営基盤強化を図ることを目的に、新中期経営計画「SHIFT 2021」（2018年6月～2021年5月）を策定いたしました。

「SHIFT 2021」では、「ＩＴデバイス×ＩＴサービス×全国配置のテクニカルセンター」を軸にした「企業のＩＴ支援」を通して、持続的成長を目指します。また、ＬＣＭ事業拡大を通して、ＩＴ人材不足への対応、働き方改革、セキュリティ、環境や循環型経済（※8）といった社会的要請への対応を図ってまいります。

（※8）循環型経済＝Circular Economy、消費型経済からの転換を図る考え方

■基本方針

- ① ストック中心へさらなる収益構造変革
- ② M & Aによる成長のスピードアップ
- ③ グループ全体の連携強化
- ④ 東証一部へのステップアップを可能とする収益・経営基盤の強化

■重点施策

- ① ＬＣＭと関連ＩＴサービスの飛躍的拡大
- ② 適正処分サービスの推進
- ③ 当社の強みのフル活用
（当社の強み）
 - ・極めて優良かつ多数の顧客基盤
 - ・ＩＴ デバイスと関連ソフトウェアに関するノウハウ蓄積
 - ・全国配置のテクニカルセンター・ロジスティクス網
 - ・長年の信頼とトップシェアを誇る適正処分サービス（リユース、適法・適正処分）
- ④ 生産性向上、新技術への取り組み
（社内ＩＴ化のさらなる推進、RPA・AI等の技術活用等）
- ⑤ 経営基盤の徹底強化
（ガバナンスの強化、人材育成、ESG 取り組み（※9）、リスク管理強化、グループ会社とのシナジーとグループ統制強化等）

（※9）ESG

Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）の三つの言葉の頭文字をとったもの

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第28期 (2016年5月期)	第29期 (2017年5月期)	第30期 (2018年5月期)	第31期 (当連結会計年度) (2019年5月期)
売 上 高 (千円)	4,563,269	4,643,320	4,431,854	4,177,089
営 業 利 益 (千円)	118,615	16,447	238,265	310,784
経 常 利 益 (千円)	136,863	29,806	238,960	315,998
親会社株主に帰属する当期純利益又は(千親会社株主に帰属する円)当期純損失(△)	90,858	△6,508	158,701	192,186
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	17.56	△1.26	30.67	37.14
総 資 産 (千円)	3,049,693	3,194,462	3,511,654	3,502,897
純 資 産 (千円)	1,941,639	1,829,258	1,889,534	1,978,122

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出したものであります。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式を控除して用いております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第28期 (2016年5月期)	第29期 (2017年5月期)	第30期 (2018年5月期)	第31期 (当事業年度) (2019年5月期)
売 上 高(千円)	4,546,064	4,612,161	4,286,282	3,794,990
営 業 利 益(千円)	131,473	29,401	232,857	278,236
経 常 利 益(千円)	147,640	42,992	233,018	313,603
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	93,180	△8,143	161,985	222,019
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	18.01	△1.57	31.30	42.90
総 資 産(千円)	3,033,063	3,187,354	3,430,453	3,480,519
純 資 産(千円)	1,934,865	1,829,364	1,892,922	2,011,343

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出したものであります。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式を控除して用いております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ケンネット	10,000千円	100.0%	イヤホンガイド事業
株式会社エムエーピー	20,000千円	100.0%	M&Aアドバイザリ・仲介サービス事業
株式会社テクノアライアンス (注) 1	70,000千円	100.0%	クラウド製品・サービスに関する技術支援、教育指導

- (注) 1. 2018年12月3日に株式会社テクノアライアンスの株式を取得し、子会社といたしました。
2. 2018年9月1日に当社を存続会社、株式会社2Bを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(7) 主要な事業内容（2019年5月31日現在）

当社は、一般企業への新規ＩＴ機器の導入・レンタル、運用管理や通信・クラウド等の関連ＩＴサービス、使用済みＩＴ機器の回収・データ消去、リユース・適正処分を中心にサービスを行っております。

セグメント別の主要品目は次のとおりであります。

セグメントの名称	主要品目、サービス
ＬＣＭ事業	ＩＴ機器のＬＣＭ（ライフサイクルマネジメント＝新規ＩＴ機器の導入・レンタル、運用管理・通信・クラウド・ネットワーク構築等の関連ＩＴサービス、並びに使用済み機器の回収・データ消去・適正処分）サービス
リマーケティング事業	ＩＴ機器のリユース・リサイクル販売
コミュニケーション・デバイス事業	音声ガイド用機器「イヤホンガイド」等の製造販売・レンタル・保守サービス
その他事業	M＆Aアドバイザー・仲介サービス

(8) 主要な事業所等（2019年5月31日現在）

本 社	東京都港区芝五丁目20番14号
ＬＣＭ事業	
ＬＣＭ本部（東京都）、株式会社テクノアライアンス（東京都）	
リマーケティング事業	
リマーケティング本部（東京都）	
ＬＣＭ事業及びリマーケティング事業	
支 店	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、浜松支店（静岡県）、名古屋支店（愛知県）、大阪支店（大阪府）、福岡支店（福岡県）
テクニカル部門	札幌テクニカルセンター（北海道）、仙台テクニカルセンター（宮城県）、東京テクニカルセンター（東京都）、浜松テクニカルセンター（静岡県）、名古屋テクニカルセンター（愛知県）、大阪テクニカルセンター（大阪府）、福岡テクニカルセンター（福岡県）
コミュニケーション・デバイス事業	
株式会社ケンネット（東京都）	
その他事業	
株式会社エムエーピー（東京都）	

（注）テクニカル部門は、ＩＴサービス、キitting作業、データ消去及び再生・適正処分、並びに機器の保管・物流等を行う部門であります。

(9) 従業員 の 状 況（2019年5月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
156名	3名増

（注）従業員数には、臨時雇用者84名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147名	2名減	39.4歳	8年1ヶ月

（注）従業員数には、臨時雇用者82名は含まれておりません。

(10) 借 入 先 の 状 況 (2019年 5 月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (千円)
株式会社りそな銀行	218,750
日本生命保険相互会社	150,000
株式会社商工組合中央金庫	125,000
株式会社みずほ銀行	122,920
株式会社横浜銀行	112,200
三井住友信託銀行株式会社	100,000
明治安田生命保険相互会社	45,800
株式会社三井住友銀行	18,750

2. 会社の株式に関する事項 (2019年 5 月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,700,000株
(2) 発行済株式の総数 5,174,796株 (自己株式204株を除く)
(3) 株主数 1,593名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社リッチモンド	1,967,000 ^株	38.0 [%]
上田満弘	605,200	11.6
上田トモ子	300,000	5.7
上田雄太	300,000	5.7
上田修平	300,000	5.7
株式会社光通信	263,900	5.0
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	262,200	5.0
MSIP CLIENT SECURITIES	161,800	3.1
細羽強	124,700	2.4
榊井理	30,000	0.5

(注) 持株比率は、自己株式(204株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

		2018年3月発行 第1回新株予約権	
発行決議日		2018年3月5日	
新株予約権の総数		5,160個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 (新株予約権1個につき100株)	516,000株 (注)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり	200円
新株予約権の行使価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 9円24銭)	924円 (注)
新株予約権の行使期間		2020年9月1日から 2028年3月29日まで	
新株予約権の主な行使条件		(注)	
新株予約権の割当対象者	取締役 (社外取締役除く)	新株予約権の数	4,100個
		目的となる株式数	410,000株
		保有者数	6人
	当社使用人	新株予約権の数	805個
		目的となる株式数	80,500株
		保有者数	15名
	当社の子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数	255個
		目的となる株式数	25,500株
		保有者数	4名

(注) 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、当社の営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件を充たしている場合、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 2020年5月期乃至2022年5月期のいずれかの期の営業利益が 500百万円を超過した場合： 20%
 - (b) 2020年5月期乃至2023年5月期のいずれかの期の営業利益が 700百万円を超過した場合： 50%
 - (c) 2020年5月期乃至2024年5月期のいずれかの期の営業利益が1,000百万円を超過した場合： 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ② 本新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、上記①(a)乃至(c)の各条件の達成により行使可能となった本新株予約権権利の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 上記①の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から1年間： 当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の25%まで
 - (b) 上記①の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日の1年経過後から1年間： 当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の50%まで
 - (c) 上記①の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日の2年経過後から行使期間終期まで： 当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の100%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	上 田 満 弘	株式会社エムエービー取締役、株式会社テクノアライアンス取締役
取 締 役 副 社 長	大 江 正 巳	経営企画室長、人事総務部・S I 推進部・財務経理部担当、株式会社エムエービー取締役、株式会社ケンネット取締役、株式会社テクノアライアンス取締役
取 締 役	金 田 智 行	L C M本部長、仙台支店長、名古屋支店長、福岡支店担当、株式会社テクノアライアンス取締役
取 締 役	杉 研 也	L C M本部・レンタル推進部長、大阪支店長、株式会社テクノアライアンス取締役
取 締 役	老 川 賢	リマーケティング本部長、札幌支店・浜松支店担当、PacificNet (Cambodia) Co.,Ltd.代表取締役
取 締 役	上 田 雄 太	株式会社ケンネット代表取締役社長
取 締 役	神 谷 宗 之 介	弁護士（神谷法律事務所）、株式会社日本デジタル研究所社外監査役、昭和化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）
監 査 役（常勤）	長 谷 川 輝 夫	株式会社エムエービー監査役、株式会社ケンネット監査役、株式会社テクノアライアンス監査役、株式会社日本動物高度医療センター取締役（監査等委員）
監 査 役	肥 沼 晃	税理士（肥沼会計事務所）
監 査 役	有 川 弘	株式会社日本動物高度医療センター社外取締役（監査等委員）、株式会社キャミック社外監査役

- （注）1. 取締役神谷宗之介氏は社外取締役であります。
2. 監査役長谷川輝夫氏、肥沼晃氏、有川弘氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役神谷宗之介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役肥沼晃氏は、小林公認会計士不動産鑑定士事務所に在籍後、個人で会計事務所の代表を務められており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査役長谷川輝夫氏、肥沼晃氏、有川弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2019年6月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
大 江 正 巳	経営企画室・人事総務部・S I 推進部・財務経理部担当	経営企画室長、人事総務部・S I 推進部・財務経理部担当
老 川 賢	リマーケティング本部長、札幌支店長、浜松支店担当	リマーケティング本部長、札幌支店・浜松支店担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	6 (1) 名	89,875 (3,500) 千円
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	8,750 (8,750)

- （注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2005年8月30日開催の第17回定時株主総会において年額160,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年8月30日開催の第17回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議をいただいております。
4. 子会社を兼任して当該子会社が報酬を支払う取締役1名は無報酬のため、報酬の対象となる役員の員数に含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況

取締役神谷宗之介氏は、株式会社日本デジタル研究所の社外監査役及び昭和化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。

両社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役有川弘氏は、株式会社日本動物高度医療センターの社外取締役（監査等委員）及び株式会社キャミクの社外監査役であります。

両社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

・取締役 神谷宗之介氏

同氏は、当事業年度に開催した取締役会18回のすべてに出席しており、弁護士としての専門的な知識と経験を有し、客観的・中立的な立場から決議事項・報告事項全般に助言・提言を行っております。

・監査役 長谷川輝夫氏

同氏は、当事業年度に開催した取締役会18回及び監査役会14回のすべてに出席しており、金融機関における豊富な知識・経験を有し、決議事項・報告事項全般に助言・提言を行っております。

・監査役 肥沼晃氏

同氏は、当事業年度に開催した取締役会18回及び監査役会14回のすべてに出席しており、税理士資格を有し、主に財務会計の経験に基づく発言を行っております。

・監査役 有川弘氏

同氏は、当事業年度に開催した取締役会18回のすべて及び監査役会14回のすべてに出席しており、金融機関における豊富な知識・経験を有し、高い見識と幅広い経験に基づく発言を行っております。

(注) 上記の活動状況のほか、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が6回ありました。

⑤ 社外役員が締結している責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
神 谷 宗 之 介	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職責を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約。
長 谷 川 輝 夫	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職責を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約。
肥 沼 晃	
有 川 弘	

⑥ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,992千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,992千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び実行状況の概要は以下のとおりであります。

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するため、当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築しています。

1. 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループでは、法令及び定款を遵守するための社内規程を定めており、これらに基づき職務を行うことを徹底しております。
- (2) 当社グループでは、情報セキュリティ、労務、インサイダー、各種法令に関する社内教育・研修等を定期的実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備しております。
- (3) 当社グループでは、当社各部門及び子会社での職務執行状況について、当社の内部監査室が監査を行い、問題点があれば当該部門に指摘するとともに、代表取締役社長及び取締役へ報告し、当該部門の改善を求め、業務の適正を確保しております。
- (4) 当社グループでは、法令及び定款の違反行為を取締役又は使用人が知覚した場合は、監査役又は匿名性の確保された社外窓口に通報できる体制を整えております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報（次に掲げる記録を含む。）は、書面又は電磁的記録媒体等への記録により、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理しております。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・その他取締役の職務執行に関する重要な記録
- (2) 取締役及び監査役が、取締役の職務の執行に係る情報の記録を随時閲覧できる体制を整えております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループでは「リスク管理規程」を定め、取締役会その他の重要な会議において、事業活動に潜在する重大な損失の危機を特定し、その重大な損失の発生を知覚した場合は、速やかに取締役会において報告する体制を整えております。
- (2) 当社グループでは、優秀な人材の確保及び育成が重要と考え、積極的に採用活動及び教育活動を行い、組織強化に努めております。
- (3) 当社グループでは、情報セキュリティ、環境等に係るリスクについては、プライバシーマーク、ISO27001（情報セキュリティ）、ISO14001（環境）の各規程に準拠したマネジメントシステムを構築し、分析・計画、実行、審査・レビュー、改善のマネジメントサイクルを維持し、適正に職務執行を行う体制を確立するとともに、各担当部署及び各子会社にて規程・マニュアル等を制定し教育・周知徹底を行っております。
- (4) 当社グループでは、各部門長が業務遂行に係るリスクの定常管理を行い、従業員の相互牽制によるリスク管理を実地するとともに、リスク管理のモニタリングについては、内部監査部門を中心にコンプライアンス及びリスク管理の観点を踏まえて定期的に監査を行っております。

4. 当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループ各社では、定例取締役会を毎月開催し、重要事項に関する意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督しております。また、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関しては、多面的な検討を経た上で当社取締役会にて意思決定を行う体制を整えております。
- (2) グループ各社では、取締役及び役職のある使用人で構成される会議を定期的に開催し、取締役会における決定事項に基づき、これを適切に執行するための基本的事項の意思決定を機動的に行っております。
- (3) 当社グループの取締役は、グループ各社の取締役会で決議された組織構成及び取締役の職務分掌に基づき職務を執行しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループでは、法令及び定款を遵守するための社内規程を定めており、これらを遵守し適切な取引を行うことを徹底しております。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が参加する会議を開催することで、各グループ会社の取締役等の職務執行に係る事項、経営内容、事業計画等の状況を確認する体制を整えております。また、当該会議を通じて当社の経営情報の伝達を図る体制を整えております。
- (3) 当社は、取締役が当社グループ間の取引の不正を知覚した場合は、速やかに取締役会において報告し、監査役の監査を受ける体制を整えております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に
関する事項、取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効
性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役と監査役との協議の上、必要と認められる範囲で配置する体制を整えております。
- (2) 監査役職務を補助すべき使用人についての任命、解任等の異動に係る事項及び業務評価の決定については、監査役会の事前の同意を得ることとしております。
- (3) 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役職務を補助すべき業務に関し、取締役及び取締役会からの指示を受けないこととしております。
- (4) 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先することとしております。

7. 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、報告したこと
を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監
査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役の出席する取締役会において随時その担当する業務の執行状況について報告を行っております。
- (2) 監査役は、当社の取締役会その他取締役及び使用人が出席する重要な会議に出席できる体制となっております。
- (3) 当社は、監査役が必要に応じ子会社の取締役会その他子会社の取締役が出席する重要な会議に出席を求めることができる体制を整備しております。
- (4) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めにより、業務執行に関する重要文書の提供及び説明を行い、監査役職務が円滑に行われるよう迅速かつ的確な協力することとなっております。
- (5) 当社グループは、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- (6) 監査役に係る規程の改廃は監査役会が行っております。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務
の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談することができ、当社はその費用を負担しております。また、監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、経理財務担当執行役員を定め、財務報告に関する社内規程を整備し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して連結財務諸表及び個別財務諸表を作成するとともに、情報開示委員会を設置し、当社及び連結子会社における財務報告の信頼性を確保します。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備の状況

当社及び当社の子会社の倫理・行動規範に、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めます。また、同倫理・行動規範については、常時社内及び当社の子会社内に掲示し、教育・周知徹底を図ります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社では、管理部門担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度は6回開催し、定時取締役会に報告を行っております。なお、2019年5月からはコンプライアンス委員会と内部統制委員会を「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」へ改組し、コンプライアンスとリスクを横断的に管理できる体制へ移行するとともに、当委員会の委員長を代表取締役社長とすることで一層の機能強化を図ることといたしました。

当社の役員、執行役員及び従業員（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む）のすべてが「コンプライアンス規程」に従い、自主的に行動できるように周知しており、対象とする遵守事項、行動規範についての具体的な行動基準を定めております。

なお、コンプライアンス規程に違反する行為が行われ、若しくは行われるおそれがある場合に対応するため、「内部通報規程」に従い、内部通報窓口を社内と社外に設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めております。

また、内部監査につきましては、代表取締役社長が承認した内部監査計画に基づいて、内部監査室が実施しております。

(2) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名も出席しております。

「取締役会規程」の定めに従い、毎月1回の定時取締役会を開催し、決議事項の審議、報告事項の審議等を行う他、その他重要事項に関しては、その都度臨時取締役会を開催し適時対応しております（当事業年度は18回開催他、書面決議6回）。

(3) 損失の危険の管理に対する取り組み状況

当社の主要な損失の危険について、内部統制委員会を通じて各部署から報告を受けると共に、想定リスクの洗い出し及びリスク評価を実施しております。なお、2019年5月からはコンプライアンス委員会と内部統制委員会を「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」へ改組し、コンプライアンスとリスクを横断的に管理する体制へ移行するとともに、当委員会の委員長を代表取締役社長とすることで一層の機能強化を図ることといたしました。

なお、情報セキュリティについては、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による総合管理をISO対策室が実施しております。

(4) 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、定期に開催し、必要あるとき随時開催しております（当事業年度は14回開催）。

また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画に基づき取締役会他、社内重要会議等に出席し、経営の監視を行う他、業務執行状況の監査を行っております。

取締役の職務執行については、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に従い、経営執行に対する監査強化に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への還元を経営の最重要課題であると考え、継続的・安定的な利益還元を基本とした上で、親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上を配当性向の目安として決定する事を方針としております。

貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,060,803	流 動 負 債	982,758
現 金 及 び 預 金	477,292	買 掛 金	71,825
売 掛 金	308,876	短 期 借 入 金	50,000
リ ー ス 債 権	19,882	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	409,970
リ ー ス 投 資 資 産	37,871	リ ー ス 債 務	15,582
商 貯 蔵 品	107,316	未 払 金	198,551
前 渡 金	4,040	未 払 費 用	111,168
前 払 費 用	2,015	未 払 法 人 税 等	61,037
そ の 他	46,237	未 払 事 業 所 税	3,611
貸 倒 引 当 金	61,028	前 受 り 金	41,656
固 定 資 産	△3,756	預 り 金	13,341
有 形 固 定 資 産	2,419,716	前 受 収 益	636
レ ン タ ル 資 産	1,829,182	商 品 保 証 引 当 金	669
建 物	1,685,529	そ の 他	4,706
車 両 運 搬 具	79,774	固 定 負 債	486,418
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,412	長 期 借 入 金	433,450
リ ー ス 資 産	40,141	リ ー ス 債 務	12,378
無 形 固 定 資 産	22,323	長 期 未 払 金	621
リ ー ス 資 産	53,115	資 産 除 去 債 務	39,969
ソ フ ト ウ ェ ア	3,654	負 債 合 計	1,469,176
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	29,049	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	20,412	株 主 資 本	2,010,311
投 資 有 価 証 券	537,418	資 本 金	432,750
関 係 会 社 株 式	662	資 本 剰 余 金	525,783
出 資 金	380,012	資 本 準 備 金	525,783
長 期 営 業 債 権	110	利 益 剰 余 金	1,051,920
繰 延 税 金 資 産	22,637	利 益 準 備 金	625
差 入 保 証 金	55,544	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,051,295
そ の 他	76,028	繰 越 利 益 剰 余 金	1,051,295
貸 倒 引 当 金	25,059	自 己 株 式	△142
	△22,637	新 株 予 約 権	1,032
資 産 合 計	3,480,519	純 資 産 合 計	2,011,343
		負 債 純 資 産 合 計	3,480,519

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売上高	売上原価	売上総利益	販売費及び一般管理費			3,794,990
						2,048,875
						1,746,115
営業外収益	受取配当金	受取家賃	受取戻金			1,467,879
						278,236
					67	
					30,063	
					4,111	
					8,253	
					2,583	
						45,078
営業外費用	支払利息	税額控除	外源差			
					5,423	
					3,063	
					1,021	
					203	
						9,711
経常利益	固定資産売却益	投資有価証券売却益	抱合せ株式消滅差益			313,603
					109	
					300	
					3,237	
						3,647
特別損失	減損損失	固定資産の除却損	その他			
					6,849	
					932	
					35	
						7,818
税引前当期純利益	法人税、住民税及び事業税	法人税等調整額	当期純利益			309,432
					77,939	
					9,473	
						87,413
						222,019

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2018 年 6 月 1 日から)
(2019 年 5 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2018年6月1日残高	432,750	525,783	525,783	625	932,773	933,398
当期変動額						
剰余金の配当					△103,497	△103,497
当期純利益					222,019	222,019
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	118,521	118,521
2019年5月31日残高	432,750	525,783	525,783	625	1,051,295	1,051,920

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計		
2018年6月1日残高	△41	1,891,890	1,032	1,892,922
当期変動額				
剰余金の配当		△103,497		△103,497
当期純利益		222,019		222,019
自己株式の取得	△100	△100		△100
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	△100	118,421	—	118,421
2019年5月31日残高	△142	2,010,311	1,032	2,011,343

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(1) 商品

主に個別法

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

レンタル資産

レンタル資産の経済的使用可能予測期間を耐用年数とし、当該期間満了時のレンタル資産の見積処分価額を残存価額とする定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～42年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

ソフトウェア（自社利用）の見込利用可能期間を耐用年数（5年）とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 商品保証引当金

保証付中古パソコン等の返品による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積額を過去の実績を基礎とした会社計上基準により計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) レンタル料収入の計上基準

レンタル期間の経過に伴い、役務の提供に対応して、契約上収受すべきレンタル料額を収入として計上しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上方法

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

2. 損益計算書関係

前事業年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「受取賃借料」（当事業年度579千円）は、金額的重要性がなくなったため、当事業年度において営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

前事業年度において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「為替差損」（前事業年度687千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,798,424千円
2. 当社は、スマートフォン・タブレット等の仕入れ確保のため、買取保証契約を締結しております。その買取保証額は57,113千円であります。
3. 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	15,980千円
短期金銭債務	4,722千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	1,950千円
営業費用	13,671千円
営業取引以外の取引高	30,041千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	111株	93株	—	204株

(注) 自己株式の増加93株は、単元未満株式の買取によるものです。

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

従業員未払賞与	23,101千円
レンタル資産等減価償却	17,052千円
資産除去債務	12,238千円
貸倒引当金繰入	8,082千円
未払事業税	5,039千円
関係会社株式評価損	3,042千円
減損損失	2,097千円
未払事業所税	1,105千円
その他	2,138千円
繰延税金資産小計	73,897千円
評価性引当額	△13,368千円
繰延税金資産合計	60,528千円
(繰延税金負債)	
有形固定資産	△4,983千円
繰延税金負債合計	△4,983千円
繰延税金資産(負債)の純額	55,544千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.53%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.49%
住民税均等割	0.93%
評価性引当額	△0.59%
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	△1.36%
その他	△0.39%
小計	△2.37%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.25%

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	388円48銭
2. 1株当たり当期純利益	42円90銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業内容
株式会社2B (MVNO事業：法人向け総合通信サービス)
- (2) 企業結合日
2018年9月1日
- (3) 企業結合の法的形式
当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社2Bは解散いたしました。
- (4) 結合後企業の名称
株式会社パシフィックネット

(5) その他取引の概要に関する事項

少子高齢化などを背景とした働き方改革、生産性向上への社会的・経済的要請、来る5G実用化（第5世代移動通信システム）、サイバー攻撃などによる脅威の高まりを背景として、モバイルワークの分野は更なる市場拡大が予想されます。この成長分野を的確にキャッチアップし、通信・セキュリティ・IT機器レンタル・クラウドサービスという総合的なITサービスの受注ペースの加速を目的に本合併を行うことといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社テクノアライアンス

事業の内容：クラウド製品・サービスに関する技術支援、教育指導

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、進行期を初年度とする中期経営計画「SHIFT 2021」（2018年6月～2021年5月）に基づきフローからストック中心の収益構造へ転換、持続的成長が可能な基盤づくりを進めております。その中核となるサービス戦略は、『IT機器×ITサービスを核としたLCMサービスの拡大』であります。加えて、法人における「クラウド活用」「所有から利用へ」の流れはさらに加速すると想定され、当社のLCMサービスにとって不可欠なものとなっております。同社の株式取得は前述のサービス戦略を強化するものと判断し、全株式取得による連結子会社化を決定いたしました。

(3) 企業結合日

2018年12月3日

(4) 企業結合の法的形式

現金での株式取得による子会社化

(5) 結合後企業の名称

株式会社テクノアライアンス

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年3月1日から2019年5月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金預金 20,512千円

取得原価 20,512千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 1,000千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

21,904千円

(2) 発生原因

主として今後の期待される超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役会で審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、非常勤社外取締役とも会合を持ち、業務執行取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内子会社の監査役を兼任する監査役が子会社取締役会等重要な会議に出席しており、同子会社の状況報告を受けました。また、海外子会社については、既に事業を停止しており、解散の手続きを取っているところでございます。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等から子会社を含めてその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその業務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、会計監査人に会社の状況を説明しました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる基準)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。但し、新規取得子会社については、改善が図られてきているものの効率的な職務運用及びリスク管理について更なる強化が必要であり、引き続き監視及び検証をしていきます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

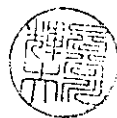
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月5日

株式会社 パシフィックネット 監査役会

常勤監査役
(社外監査役)

長谷川 輝夫



社外監査役

肥沼 晃



社外監査役

有川 弘



別紙（７項関連）

５項（２）に関し、当社のパシフィックネットに対する借入債務 19 百万円について 2019 年 11 月 30 日付で債務免除を受けました。